

1. 議事日程第2号

(平成19年第4回大口町議会定例会)

平成19年6月6日  
午前9時30分開議  
於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

日程第2 議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	木野 春徳
11番	齊木 一三	12番	倉知 敏美
13番	酒井 久和	14番	吉田 正輝
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎧	副町長	社本 一裕
		政策調整室長	
教育長	井上 辰廣	兼総務部長	森 進
政策調整室			
参事兼	大森 滋	健康福祉部長	水野 正利
政策調整課長			
		環境建設部	
環境建設部長	近藤 則義	参事兼	杉本 勝広
		環境経済課長	

会 計 室

会計管理者 前 田 守 文

教育部長 鈴 木 宗 幸

行政課長 馬 場 輝 彦

企画財政課長 近 藤 勝 重

情報課長 小 島 幹 久

税務課長 松 浦 文 雄

福祉課長 村 田 貞 俊

こども課長 鈴 木 一 夫

保育長 稲 垣 朝 子

保険年金課長 吉 田 治 則

都市開発課長 近 藤 定 昭

学校教育課長 江 口 利 光

学校教育課

主 幹 兼 田 中 将 弘

生涯学習課長 三 輪 恒 久

派遣指導主事

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局

議会事務局長 近 藤 登

次 長 佐 藤 幹 広

## 開議の宣告

議長（宇野昌康君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

---

## 議案に対する質疑

議長（宇野昌康君） 日程第1、議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっていますので、御了承を願います。

なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いをいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いをいたします。

議案第40号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） さきの町長選挙において、酒井町長はみずからの給与を30%カットすることを公約され、見事3選を果たされました。そして、その公約を実行されるその姿勢に対し、強く敬意を表するものであります。しかしながら、上程された議案に理解できないところがありますので、3点質問させていただきます。

1点目は、町長及び副町長の給料の額に関する手続についてお尋ねいたします。

大口町特別職報酬等審議会条例第2条によりますと、この種の条例を議会に提出するときは、あらかじめ報酬等の額について審議会委員の意見を聞くこととされておりますが、その手続は適正に行われたのでしょうか。同条例で定める審議会の庶務をつかさどる総務部行政課長の説明をお願いいたします。

2点目は副町長の給与の減額について、提案理由の説明で総務部長は、本人から強い申し出によりということでしたが、それは事実ですか。事実ならば副町長はいつ、だれに、どのような方法で申し出られたのかお尋ねします。

3点目は、附則の第1項の施行日についてお伺いします。

町長は3期目の選挙に向けて公約されたわけですから、3期目の最初の大口町議会である平成19年5月の臨時会に提案できたのではないのでしょうか。

以上、3点についてわかりやすく御説明をお願いします。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 丹羽議員さんから議案第40号について御質疑をいただきました。3点ありましたが、1点目と3点目について私から御回答を申し上げたいと思います。

まず1点目の質問ですけれども、30%、町長についてはマニフェストのとおりであるが、副町長についてはということで、審議会の手続についての御質問だというふうに理解をしております。審議会につきましては、従来は議会に上げる都度開催をしておりました。ただ、ここ10数年来は議会に上げる上げないということにかかわらず、審議会を開いて意見を聞くということとをずっと続けておりました。今回は議員さんもおっしゃるとおり、町長のマニフェストによって条例を提出するということでもありますので、町長については審議会を開かずにということで進めております。なお副町長、それから41号については教育長の案件もありますけれども、これにつきましては審議会云々という話がありますが、これは以前新聞にも載りましたけれども、そういう案件については通常の場合と違うものですから審議会を開かずに、意見を聞かずに町長サイドで決定をしてやっても法的には違法ではないということがありますので、今回審議会の開催はしていませんが、それぞれ審議会の委員さんにはお話を申し上げて進めてきているということで御理解が願いたいと思います。

それから3点目ですが、附則のところの御質問であったかと思えます。できれば5月の臨時会というお話もありましたが、これは事務的なこともありまして、今回の6月の定例会に御提案をさせていただいたということで御理解が願いたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 丹羽勉議員さんから、今回の議案第40号についての、副町長の申し出ではないのではないかということについての真意をというお話でございます。具体的にお話し上げたということでございますけれども、通例ですと毎朝ミーティングをしておるわけでございますが、ちょうど5月の中ごろのミーティングのときでございましたけれども、今まで町長からはそういうお話を一切お聞きしたことはなかったわけでございますけれども、私どもとしては自分の中でそういう考え方をしておるものですから、御同席いただいたのは町長、教育長、それから政策調整室の参事、それと総務部長、行政課長、それから政策調整課の主幹も同席をいただく中で、私の方から、町長さんからはこういうことについて何もお聞きをしておるわけではないけれども、私としては同様な考え方をしておるものですから、町長と同様、私の任期までということで、実は同額を削減し、戻すということで、6月の議会をお願いを申し上げたいということで強くお願いを申し上げたという経過でございます。それが初めて自分の思い、意思でお話をさせていただいたという経過がございまして、それを強くお願い申し上

げたということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 1点目の審議会につきましては、条例では意見を聞くということになっておりますので、審議会を開かなくてもそれぞれお聞きになったということで理解をさせていただきます。

それから、2点目に副町長の減額についてでございますが、これについては副町長は町長に追随してというふうに理解させていただくことになるわけですが、失礼ながら、その裏に副町長は何か減額をしなければならないような責任を感じておられたのかどうか、単純に町長の公約に追随して減額を申し出られたのか、その辺のところを再度お願いしたいと思います。

また、町長はみずからの選挙の公約を実践されるわけですので、部下である副町長については本来その必要はないのではないかとと思いますが、その際町長は、部下からそういう申し出があった場合に、慰留するというような方法はなかったのかどうか、そのお気持ちがあったかどうか、その辺を御回答いただきたいと思います。

それから3点目の施行日は、事務手続上臨時会には間に合わなかったということですが、やはり町民に公約されたことですので、平成19年5月1日に遡及して減額するということはお考えではないでしょうか。できれば、町長、副町長からお返事をいただきたいと思います。

議長(宇野昌康君) 副町長。

副町長(社本一裕君) 丹羽勉議員の2回目の質疑の方にお答えをしていきたいと思っております。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、私がお願いしたのは、町長の今回マニフェストの中でいろいろこれからの施策、あるいは時代が変わっていく中での取り組みについての決意と申しますか、思いを、現実に取り組むということでお話をしてくださると思います。そういったことについて私の考え方の中では、町長のお考えを少しでも早急に取り組めるようにということのみであるということもきちんとお伝えを申し上げましたし、また今もその気持ちに変わりはありません。また、今のお話を申し上げた中で、皆さんに同席をいただいておりますのは、そのことをお話しするのはそこで初めてお話を申し上げることですし、また自分の意思をそこで初めてあらわしてお話をさせていただいたということで、そのことについては皆さんにきちんと御理解がいただきたいということもあって、5月の半ばの朝のミーティングのときでございましたけれども、当初は4人という形の中でございましたけれども、先ほど申し上げた方々をお願いを申し上げてお越しをいただいて、実はこういう経過だという形の中でお話をさせていただいたということもございますので、全くそういった点では自分の今の思いと意思をお願いを申し上げたということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 丹羽勉議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

今回は選挙が少しずつ変わってきたのと、間接民主主義から直接民主主義に変わりつつあるなということを感じた選挙でありました。特に選挙戦においてマニフェストが公的に認められるようになってきた、こういう中でのことであります。今私どもは、中央集権の体制から地方分権への体制へと大きく切りかえをしていく時期にさしかかってきておるわけであります。私もこれから3期目の町政を担うに当たって、「隗より始めよ」、総理はそう申されて自分の給料を減額された経緯がありますので、それに倣って私どもも範を垂れるというか、できれば住民の皆さん方に既得権、あるいは従来持っておるような権限、あるいは国家体制が変わっていく中で、痛みを感じさせるといふことでもありますので、みずからもしかるべき時期を見てそういうことを示す必要があるかと、今回は選挙で強く思ったわけであります。時期に関しましては、さして7月からであっても5月からであっても自分の中に頓着はありませんので、今回条例を上げることに対してこういう流れをお願いをする、こういうふうになったと思っています。以上であります。

議長（宇野昌康君） 先ほどの丹羽議員の質問の中で1点答弁漏れがあると思いますが、丹羽さん、よろしかったですか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 先ほど再質問の中で、副町長の強い申し出に対して、町長さんはその申し出を断り、慰留といたしますか、副町長にはその責任はないよとか義務はないよとかいうようなことで慰留はされなかったのでしょうか。この点ちょっと答弁漏れだったと思いますので、お願いいたします。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） この件に関しましては当初御案内のように、私がすれば範を垂れるということを示すということでもありますので、同時にそれをお願いするというつもりは毛頭ありませんでした。しかしながら、こういう状況の中でお互いに幹部として進めていくのに、ぜひお願いがしたい、私もそれに従っていきますと強い申し出がありましたので、受けることといたしました。以上であります。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） まず、報酬審議会の関係ですけれども、私も今条例を見直してみますと

、町長は議会の議員の報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、まさに今回の条例もそうなんですけれども、あらかじめ当該報酬等の額について委員の意見を聞くものとするということが書いてあるんですね。個別にそれは聞いたということをおっしゃるんですけれども、ここで「委員の意見を聞くものとする」ということはどういうことを指しているのかというと、当然大口町特別職報酬等審議会が開かれて、その中で意見を聞くというふうに私はこの条文を理解するわけです。個別に聞くのであれば、それは報酬審議会の委員として聞いたのか、それとも個人として聞いたのか、そこら辺のところはあやふやになってしまうんじゃないですか。私はこの条例を見る限り、まずこの第2条ですね、ここの条文は、報酬等審議会を開いて、その中で審議会の委員の皆さん方の意見を聞くものとするというふうに書いてありますので、当然これは開かれなければ手続上問題があるというふうに私は思います。じゃなかったら、いろんな審議会が大口町にはいっぱいありますけれども、わざわざみんな御参集いただかなくても、全部個別に聞きゃあそれでいいということであれば、それで済んじゃうんじゃないですか。そんな審議会というのはあり得ないと、私はまず一つ思うんですね。だから、まず手続上これは本当にいかがなものかなあと、法的に何にも問題がないとおっしゃられましたけれども、私はこれは法的にかなり問題があるというふうに理解をするわけでございます。この点についていかに法的に問題がないのか、ぜひお伺いをしたいし、審議会というのはそんなに軽いものというふうに担当課の方では、審議会の庶務は総務部行政課において処理するというふうに第6条で書かれておりますけれども、そんなに軽いものなんでしょうか。もう一度その点についてお答えを願いたいと思います。

それから2点目ですけれども、副町長さんから給与の削減については強い申し入れがあったということでもありますけれども、これだけの問題について口頭であったのか、それとも文書であったのか、そうしたことも今の御説明ではよくわからないわけでございます。これだけの重要な問題であれば、当然文書に残しておいて、文書でもってそういった申し出があったというふうに私ならば理解をするわけなんですけれども、口頭で強い申し入れがあったというのは、具体的に一体どういう申し入れをされたんですか。それがわかりませんので、この点についてもお答えを願いたいと思います。

それから、この条例の附則なんですけれども、附則の2のところ、この条例は平成23年4月26日限りその効力を失うというふうに書かれております。これはちょうど酒井町長さんの任期の日であろうというふうに思うんですが、副町長さんの任期というのは一体いつまでが任期なんでしょうか。この条例をこのまますらすと読んでしまえば、副町長さんの任期が途中で切れるということになれば、その次の副町長さんについてもその効力は及んでしまうというふうに理解すればいいんでしょうか。しかも、現在の副町長さんが強く申し入れたことを、次の

副町長さんにも影響が及ぼされることに、この条例はそういうふうにならないんですか。私はそこもちょっとわかりませんので、お尋ねをしておきます。以上です。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 議案第40号につきまして、吉田正議員から御質問をいただきました。3点ございますが、1点目と3点目について御回答を申し上げたいと思います。

まず1点目の審議会の関係の御質問であります。丹羽議員にもお答えをしたとおりでありまして、以前、新聞のコピーを今持ち合わせておりませんけれども、ほかの議会でもこういう条例が提出されて、審議会云々ということがあって、その議会は取り下げをしたというようなことが記事に載っていましたけれども、県の市町村課に尋ねたところ、それはオーケーであると、法的に問題がないということが新聞紙上に載っておりました。それは前段としてお話を申し上げるんですけども、審議会の条例の中には「聞くものとする」と。「聞かなければならない」というふうに書いてないということにかんがみますと、審議会について100%必ず開く必要があるのかないのかということと100%ではないのかと。それともう1点あるのは、通常この審議会を開くのは、社会情勢、物価の情勢等々にかんがみて、今現在の給料が妥当かどうか、何%上げたのが妥当なのか、何%下げるのが妥当なのか、その社会情勢に比べて特別職の報酬が妥当であるかどうかということをお諮りをして、その意見を聞くというふうに理解をしています。今回はそういう社会情勢云々ということではなくて、あくまでも町長のマニフェストから発したということですので、そのような理解をしております。

それから3点目であります。附則の関係です。附則の第2項で、この条例は平成23年4月26日限りその効力を失うということで、この特例条例自体が、おっしゃるとおり現の町長の任期であります23年の4月26日限り効力を失う。ただ、副町長はどういうもんだという御質問であります。本文の第2条、この条例の施行の日において、現に町長及び副町長、現に副町長の職にある者の給料月額については、今の副町長についてはという説明ですが、給与条例第1表別表第1の規定にかかわらず、その任期中に限り次のとおりとするということですので、現の副町長の任期は平成16年12月22日から始まっておりますので、平成20年12月21日までこの条例の特例が有効であるということですので、御理解が願いたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 吉田正議員さんからの御質問でございます。

先ほど丹羽議員からの御質問にもお答え申し上げましたように、この件につきましては、町長からは先ほどから御答弁がございましたように、本当に私どもを気遣っていただいて、何も本当にこのことについてお聞かせをいただいたということはなかったわけですが、そのことを加えながら、先ほども申し上げましたように職員さんに集まっていたいて、そこで口頭でお話

を申し上げたという経過でございます。また、そういった中では経過もお話をさせていただき、また先ほどのお話なんかにつきましても、町長のお考えを少しでも早急に取り組めるようにという思いで、全く本当に自分の思いと意思でお願いをするものでありますので、何とぞこの点についてお聞き届けがいただきたいということでお願いを申し上げたということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) もう一つ二つちょっと聞いておきたいんですが、まず町長の公約公約というふうで今言われるわけですけれども、私、実は町長さんの公約を具体的に知らんもんですから、後刻で結構ですので、町長さんの公約というものをぜひ私にもいただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。これはどなたが私に下さるのかよくわからんですけれども、公約公約と言われるけど、公約の資料もこれに何もついておりませんので、まずどういう公約なのか、そこがよくわかりませんので、ぜひ後ほどで結構ですのでいただきたいと思います。

それから、社会情勢にかんがみて町長の給料がどうなのか、そういう際にこの特別職の報酬等審議会というのは開かれるものであるということなんですけれども、そんなことはここに一言も書いてないんですよ。書いてないようなことを説明されても、私には理解できないんです。大口町特別職報酬等審議会条例という条例が例規集に載っておりますが、社会情勢にかんがみて町長や副町長の給料がどうなのか、それが妥当なのかどうなのかということを知りたいのにこの審議会条例があるわけじゃないんですよ。そんなこと一言も書いてないですよ、ここには。それこそ、それで法的に何にも問題がないと言われても、私には理解ができません。法的に問題がないと言うんだったら、一体どういう法律に基づいて、どういうことがそこに書いてあって、それで問題がないというふうに説明してもらわないと私には理解ができません。普通はそうじゃないですか。皆さん理解できますか、私は理解できませんよ、そんなことは。ちょっと理解できるように説明していただきたいんです。しかも、報酬等審議会というのは、そうした町長や副町長の給料の額に関する条例ですよ。そうでしょう。条例を議会に提出しようとするときは、提出する前にやらなくちゃいけないんですよ。意見を聞かなくちゃいけない。審議会も開いていないものを、委員の人にみんなに聞きました。じゃあその委員の人たちの御意見はどうだったかということも議事録にでも何でも公表できるんですか。情報公開なんかできないでしょう。それこそ密室で決められたものであるというふうにしかり言えないですよ。町長や副町長の給与についてこうしたいがどうですかということも住民の人たちみんなに言うわけにいかんわけだから、住民の代表の人に来てもらって、そこで意見を聞く場と

というのが設けられているのがこの審議会なんじゃないですか。それを個別に聞きましたから、それでよろしいというわけにはいかんでしょ、もともこの条例からすれば。そこを私は理解ができないと言っておるんです。だから、理解ができるように説明してください。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今、吉田議員からお話のあります特別職報酬等審議会条例では、一般的に町長の諮問に応じて審議会を開催しまして答申をするということで運営をしてきております。これが先ほど行政課長がお話をしている一般的なケースでありまして、その一般的なケースの要因としましては、職員等の人事院勧告、さらには社会的な情勢等に基づきまして町長より諮問をし、それで審議会でご審議をいただいて答申をいただくというような流れになっております。今回、報酬審の開催をしなかったということにつきましては、私どもの承知しておる限りでは、統一地方選の最中に公職選挙法の改正がございまして、町長までもがマニフェストの発行・頒布ができるというような公選法の改正がございまして、それを受けて今回の大口町の町長選挙においてもマニフェストがそれぞれ候補者の方から頒布をされたということがございます。それにつきまして、吉田正議員には酒井町長の現のマニフェストについての内容がわからないということがございますので、それにつきましては後日またお話がありましたようにお渡しをすることにしますが、その中で選挙民の皆さんに候補者である酒井町長がお約束をされた、それを実行するということがございますので、先ほどから言っています本来の設置に係る町長からの諮問・答申に類する扱いというものではないというふうに思っておりますし、そういう判断で間違いがないというふうに思っております。さらに、副町長の件につきましても、先ほど来その経過につきましては副町長みずから答弁があったわけですが、それを受けてやっぱり実施をするということで、同じように当審議会条例に基づく設置、あるいは諮問・答申になじまないという判断のもとに、今回6月定例会で特例条例の提案をさせていただいております。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 3回目ですけれども、町長がそういうマニフェストというものを出示おられるということであれば、町長さんは3割カットするんだということで、それは自分の公約で直ちに住民の皆さん方に示さなければならないお立場がある、そういうことは理解するとしても、しかし副町長については、特別職の報酬等審議会条例に諮らなくてもいいというような理由は、そのマニフェストの中に示されておるんですか。私は手元にはないもんだから余計わからないんですよ。副町長の給料もマニフェストの中で30%カットしますと言っておるんですか。言っておらんから、本人から強い申し入れがあったと言われますから、恐らく言って

おらんでしょうね。だとすれば、これは特別職の報酬等審議会を開いて、その中で意見を聞くということは必要なんじゃないですか。町長はそうかもしれません。町長は住民の皆さん方に公表したマニフェストを直ちに実行しなければならない、そういう焦りもあるんでしょう。それはそれかもしれませんが、しかし副町長については、そこに巻き込まれる必要がどうしてあるのかということとはよくわからないんですよ、今の御説明を聞いておっても。いかがですか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今お話がありましたように、確かに酒井町長につきましてはマニフェストで、自分の給料についての30%カットを選挙民とのマニフェストの中でうたわれておるわけでございます。そして、副町長及び議案第41号の教育長につきましては、先ほど来副町長からお話がありますように、本人の強い意思を受けて町長からあえて諮問をする、あるいは答申を受けるというような特別職の報酬審議会条例に基づくような形での設置は必要がないという判断をいたしまして、それで開かなかったというものでございます。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 私総務委員ですので、総務委員会で詳しくはお聞きをしたいと思いますけれども、1点だけお尋ねをしておきます。

副町長は一般職から副町長になられた方であります。今後、また一般職から登用されて副町長になれるというようなケースもあるかというふうに思うんですけども、副町長になったら給料が下がるというようなことでは副町長のなり手がいないといえますか、意欲が減退する、いわゆる職員全体の士気に影響してくるということが非常に心配されるわけですが、ちなみに今部長で一番年齢のいっている方の給与は総額、手当を含めて幾らですか。それだけ伺っておきます。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 議案第40号の絡みで田中議員から御質問をいただきました。

部長の給与で一番最高の人の金額はということですが、55万 9,240円であります。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） これは管理職手当等も含めての額ですか。もう一度ちょっと、55万幾らでしたか。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 給料、本給とすべての手当を含んだ金額が55万 9,240円です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第40号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第41号 大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例に関する条例の制定について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 41号についても引き続き質問をさせていただきます。

特別職の町長、副町長には政治的要素もあって給与等の減額もやむを得ないこともあるかもしれませんが、一般職である教育長の給与等を減額することは、私は理解に苦しむところであります。たとえ本人の意向であっても、他の一般職員に与える影響は甚大なものと思います。ましてや聞くところによりますと、現教育長は有能な人材として、大口町では早くからその確保に尽力されたとお聞きしております。何の失態もない立派な井上教育長の給与を減額する理由が理解できません。教育長の給与は、大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第3条給与の支給で、大口町職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によるとされております。同条例第24条給与の減額中には、本人の意向による減額というような該当条項は見当たりません。何を根拠に減額されるのか教えていただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 教育長の今回の特例条例の提案につきましても、その提案理由につきましても、現任の井上教育長先生からのお申し出により減額をするという特例条例の提案をさせていただいたものであります。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 特例で減額されるということになりますと、一般職の人はすべてそういうことが予想されることになります。そうしたならば、一般職の人のやる気は減退してしまいます。ひいては、町行政に甚大なる影響を与えたいと思います。このような方法がまかり通ってよるしいのですか。このようなことで減額されるということが許されるということは、ちょっと私は理解できません。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 議案第41号につきましても、丹羽議員よりの再質問にお答え申し上げたいと思います。

今の御質問でありますと、一般職全体にかかわるといようなニュアンスがあったかのように聞こえたんでありますけれども、教育長にありましては、この特例条例にありますように、別個で大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例ということで別建てにしております。その支給方法については一般職の例によるということで作りがありますので、あくまでも教育長は特段の別の条例で定めてあって、今回御提案を申し上げますのは、その別建ての条例の特例条例として金額を定めるということでもありますので、御理解がいただきたいと思っております。

議長（宇野昌康君） 一般職にも影響はないかという質問なんで、それ一つだけか答弁しなさい。

総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今、御心配の向きがあった内容につきましては、そういうことも含めて十分に熟慮をされ、それで申し出があったというふうに思っております。

議長（宇野昌康君） よろしいですか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 先ほど副町長さんからは御自分で御答弁がなされましたけれども、この場で私も教育長さんにどういった申し出をされたのか、その点について教育長さんにもお尋ねをしておきたいというふうに思います。

それから、この大口町の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例によれば、この第2条には教育長さんの給料が現在68万9,000円と定められ、それから通勤手当や期末手当についてや旅費については、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例を適用するということが第2条の中で書かれ、第3条については、前条に定めるもののほか、教育長の給料及び手当の支給については大口町職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によるということです。大口町職員の給与に関する条例を見ますと、第24条に何が書いてあるかというと、給与の減額という欄があるんですね。ここに書いてあるのは、職員が正規の勤務時間中に勤務をしないとき、これはどうなるのかということがここに書かれております。それからもう一つは、職員が負傷したとき、その規定があるんですね。職員がけがをされたりしたときには、給与は減額しますよということが書かれているわけです。そうすると、これはまた特例に関する条例の制定ということでもありますので、この大口町職員の給与に関する条例は適用しないということが今回の議案第41号の中にはうたわれていないですね、一言も。今回の議案第41号の大口町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の特例に関する条例の制定について、これを見ると大口町職員の給与に関する条例を適用しないということは書いてな

いもんですから、大口町職員の給与に関する条例は適用するということだと思っんですね。だとすると、どうして給与が減額されるのか、そこら辺の整合性が持てないんじゃないですか、私にはそういうふうにはしか理解できないんですけれども。その2点ですね、教育長さんにもお答えいただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） 先ほど来、この教育長の給与について御質問をいただいております。このことで大変な時間をとっていただいているなあと、もっとほかのことでとっていただいた方がいいかなと、申しわけなく思っているところでございます。

町長さんには、そのマニフェストの趣旨に私も賛同するというので申し上げました。もちろんのこと、これは私の問題ですからというお断りがございました。これが第一でございます。

それから、先ほど副町長さんからお話がありましたが、その席に私もおりました。いろんなそういうお話し合いがあって、ここでも町長さんはお断りになりました。ただ、そういうマニフェストの方向性の中で、義を見てせざるは勇なきなりと、わしも一口入れてもらえんかなと、いうところがすべてでございます。それ以外の何物でもありません。これも副町長さんより少し後だったと思いますが、総務部長さんにもその旨は申し上げました。それで、これは私だけの問題でありますがいいですねということも確認はしてございます。そんなようなことございまして、その方向性の中で私自身が判断したことだというふうにお話をさせていただきたい、それ以外の何物でもないわけでございます。私は人間が古いかどうかわかりませんが、自分の給与のことについてとやかく言うのが大変苦手でございまして、それ以外の何物でもないというふうで御理解がいただきたいと思ひますし、この30%カットのマニフェストのことは、町長さんの施策の一つの目玉であるというふうには思っておりますので、このことについてまた私どものことで議論がごちゃごちゃと違うところでされるのは本意ではないなあと、こういうふうには思っております。そんなことございまして、どうぞよろしくひとつお願いがしたいというふうには思ひます。以上です。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 2点目の御質問にお答えを申し上げます。

教育長の条例第3条の給与の支給、それから町職員の給与に関する条例の第24条の関係で御質問をいただきました。職員の給与条例の第24条といひますのは、本給を減額するというものではなくて、本給は本給としてそれが100としてあるとすると、例えばですけれども、年休を全部使い切ってしまうとそこから休むと。欠勤扱いになるという場合は、ここに書いてあるように減額をするんだという意味であります。第2項については負傷した場合、病気等になった場合について減額をするということでありまして、24条についても、あくまでも100%であ

るもとの金額を変えるというものではありません。今回、上程を申し上げておりますのは、教育長の給与そのものについて幾らから幾らに減額をするんだと、特例として幾らになるんだよということでありますので、御理解がいただきたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) もとを変えるということだという御説明でありますので、そうするとこの教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例という条例がありますがけれども、この条例によると、第1条では、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定めるものとするというのがあつたんですね。教育公務員特例法という法律があるんですけども、この法律の第16条の第2項には、教育長の給料だとか勤務時間、その他の文言についてここに列記されているものと思いますけれども、そうすると、それに基づいて教育長の給料というのは月額68万9,000円という金額になっているというふうに理解するわけですね、普通は。そうすると、そういう法律にもたれて決まっているものなわけですね。それとの整合性というのはどうなるんですか。本人から申し出があつたらからということで、給料を減額してもよいというようなことになっているんですか。私、そこがわからないんです。

議長(宇野昌康君) 行政課長。

行政課長(馬場輝彦君) 3回目の御質問にお答えをします。

ひょっとして質問を勘違いして聞いておつたらすみませんけれども、法律、国の方である法律があつて、そこで詳細については各自治体に任せるという意味で条例にゆだねると。さらに条例で細部にわたっては規則、あるいは要綱等にゆだねるということはもちろん私が御説明するまでもなく御理解がいただけておると思います。その最初の法律であります教育公務員特例法の中で各自治体の条例によって給料、報酬の額を決めるということに定められておりますので、議会の議決を経た上で教育長の給料は、現在は68万9,000円というふうに定められておるとことであります。今回、上程をしています特例に関する条例の第2条でありますけれども、給与条例の第2条第1項、まさしくここで言いました68万9,000円の規定にかかわらず48万2,300円というふうに給料の額そのものを変えるんだよと、あとについてはそれぞれ追随をしていくんだよということと考えております。

議長(宇野昌康君) 他にありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 私、議員になりたてのころに、当時の教育長さん、江口一男先生だった

と思いますが、先生の給料は高過ぎはせんかという質問をしたら、いや、私は今おかげさまで年金を、いわゆる恩給ですか、年金を停止されておりますが、年金の額はこういう額ですと反論されまして、それはすみませんですとって引き下がったことがあります。大変失礼ですけども、教育長さんは年金をもらっておるとするとかかなり高額なんですね。それと、これ減額されてしまうわけですね。まともに年金をもらっておった方が、これより額が多いでしょう。それだけちょっと確認しておきます。

私は教育長というのは、いわゆる執行部とは独立した関係にあるわけでしょう、教育委員会ですから。そして、大口町というのは本当に歴代優秀な、県内でも最高クラスの実力を持った教育長さんを招致して大口町の教育の発展に大変な御尽力をいただいていた、そういう歴史があるわけですよ。江南市でけちなことをやりましたよね。学校の先生が学校の敷地内にマイカーをとめる、駐車場料金をよこせと、そんな教育関係者にけちなことを言っていて、江南の教育は先が暗いわとよく言われましたけれども、教育長に及ぼすようなこんなことも世間の風評はそうなると思いませんか。もう大口町なんか行きたくない。40億もかけて全国一の立派な学校をつかって、あとは教育内容の充実だと、どうしようかと言っているやさきに、教育長の給料を30%も減額したそうだと、大口町の教育内容はこれで先が見えたなあなんて、私はそんなふうを感じちゃうんですよ。そういうふうに見る人たちもいっぱいいるんじゃないでしょうか。教育長さんには大変申しわけないような提案だと思うんですね。総務委員会で諮られることですのでどうなるかわかりませんが、執行部にも一言そのことについての見解を伺っておきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 田中議員さんからの御質問、そういうことも含めて教育長先生の中で考え抜かれたあげくの判断だというふうに思っております。それを私ども今回提案をさせていただいたということで御理解がいただきたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） これで委員会の方に引き継ぎますが、教育長さんの答弁は、森部長にも申し上げたと、ほかの職員への波及がないようにということも確認をしておるといふような答弁もありました。こういう答弁を聞きますと、大変苦しい答弁で、これは執行部から迫られた形跡があるなあというふうに推量できるんですよ、すぐに。大変心配しておるわけですよ。一般職のほかの皆さんにもこんなことが及んでは、一般職の皆さんに大変申しわけないと、そんなことが及ばないようにということ森部長にも確認をしていますという答弁ですよ。そういうことをお聞きいたしますと、これは町長が当選するためのマニフェストですから、町長は

30%勝手にやりゃあいいんですけれども、それは認めますが私は、副町長ならいざしらず、教育長にまでそんなことで迫っている形跡があるということは大変これは懸念がされます。本当に何も言わずに教育長が森部長のところに来て言ったのか、森部長は教育長の部屋にでも行って迫ったんじゃないですか、どうなんですか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 確かに先ほど教育長先生からお話がありましたように、職員への云々というような御発言をじかに私ども教育長先生からお話を聞いております。しかし、幾度もお話をしておりますように、私の方から、あるいは執行部の方から教育長先生にお願い、あるいは迫ったというものではございません。

議長（宇野昌康君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） 執行部から迫られたというようなことは一切ございませんので、よろしくお願いいいたします。これはあくまで私の「義を見てせざるは勇なきなり」、これ以外の何物でもないということをお話し申し上げておきたいと思っております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正輝君。

14番（吉田正輝君） 一つだけちょっと確認をしておきたいと思っております。

教育長は20年の9月30日で効力を失うと書いてあります。副町長も一緒ですけど、副町長の場合は来年の12月に期限が切れますけど、これが切れてお二人とも交代されたというときには、新しい方は間違いなく前の給料に戻るのか、それだけちょっと御返答をいただけませんか。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 吉田正輝議員から御質問をいただきました。

今回、上程をさせていただいておる条例によりますと、今御質問をいただいたとおり、この期限で切れるということになります。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正輝君。

14番（吉田正輝君） 期限は切れるはいいんですけど、給料というのは前の額に間違いなく戻るということを確約できますか。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 行政課長が今ここで確約できると言われるとあれですけども、この条例自体の執行が切れますので、その時点では今の給料額に戻るということは間違いございません。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） この40号、あるいは41号の両議案につきまして、今吉田正輝議員からお話がありましたように、それぞれ期限がございまして、その期限が来ますれば、条例が失効しまして、もとの減額前の報酬額、あるいは給料月額に戻るわけですけれども、そのほかの要因、例えば非常勤の特別職の報酬そのもの全体が見直されるとか、そういうようなものが経過の中にあれば、それはまたこの額であるのかどうなのかは、そのあたりは報酬審との絡みがありますので、今の時点では減額前の報酬額、あるいは給料月額に戻るということはこの場ではお答えできますが、そのほかの要因があれば、それはそのときによって状況がまた違うということでございます。

議長（宇野昌康君） これをもって議案第41号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第42号 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というのが提案理由の中で出ておりますけれども、説明の中では100円ずつ引き下げなんだという説明があったと思いますが、これは何か地域ごとによって金額の違いがあるんですか。どこの地域でもこの基準というのは同じなんですか。基準というものがよくわからんもんで教えていただきたいんですが。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 議案第42号につきまして、吉田議員から御質問をいただきました。

基準といたしますか、あくまでも今現在のうちの条例ですと、国会議員の選挙の執行に関する基準に関する法律の中でうたわれておる金額、今ここの新旧対照表の中の旧の方の数字であります。今回、たまたま県議会議員選挙の告示があつてから100円下がるという通知が流れてきました。対応に苦慮しました。けれども法律でなっておるものですから、それに合わせて皆さんに直接御説明を申し上げて、100円少ないという金額で執行させていただいたという経過があります。そんな中で、各市町もやっぱり検討してまして、中には上限を定めて幾ら以内で首長が定める金額というふうなうたい方もあります。いろんな手法があるなあということでしたんですけれども、うちの場合については国の方の急な変更で右往左往するよりは、条例によって定めた方がいいんじゃないかということで、今回このような上程をしたということになります。

また、地域によって違うことはないというふうに思っております。あくまでも国の基準に合

わせて執行してみえるというふうに理解をしています。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第42号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第43号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもちて議案第43号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第44号 大口町税条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） まず、税条例の25条の(5)というのが4ページのところに新旧対照表で載っておりますが、「法人課税信託」という言葉が出てくるんですが、これは一体どういうものなのか、ちょっとよくわかりませんのでぜひお教をいただきたいのと、それから住民税の関係では、上場株式の譲渡所得についての軽減税率が出てまいります。通常、軽減税率として所得税が7%、町民税が1.8、県民税が1.2という特例が1年延長になるということなんですけれども、通常ですと税率はどういう配分になるのかお尋ねをしておきたいのと、こうした上場株式の譲渡所得を得ている住民の方は一体どのくらい大口町でいらっしゃるのか、もしわかればお教をいただきたいと思います。これは多分、分離課税だもんだから、要は国からかどこからか入ってくるわけですね。そうすると、大体どういうことになっておるのかということもわかると思うんですが、ちょっとその点についてお教をいただきたい。

それから、その次の固定資産税のバリアフリーの関係ですけれども、このバリアフリーの関係は、これはバリアフリーをした翌年の1年限り100平米までについて3分の1を減額するという条例になっておりますけれども、私よくわからんのですけれども、工事費用の合計が30万円以上のものであるだとか、いろいろ条件があるわけですけれども、例えば介護保険で利用できるような部分というのはどうなるんですかね。町は町でそれに上乗せして、100万円までについて50万円まで助成するというのがありますよね。そういう住宅改造助成事業か何か知らんけれども、福祉課の方で多分あると思うんですけれども、それとの整合性といったものが当然出てくると思うんですが、そこら辺のところの御説明もぜひお教をいただきたいのと、ま

ずそれだけにしておきます。

議長（宇野昌康君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 吉田議員さんより3点ほど御質問を受けました。まず最初に、第25条第1項第5号の新設事項の法人課税信託の説明をということで、その内容についての説明を先にさせていただきます。

今回の改正は、町民税の納税義務者を規定したもので、法人税法の改正に伴って新たに納税義務者の追加がされたことが原因となっております。5号の者に対しては法人税割額によってを加えという内容となっております。5号として、まずもって法人課税信託の引き受けを行うことによりという法人課税信託の範囲でありますけど、5点ほどあります。まず1点目が、受益証券発行信託。個々の説明は省略させていただきます。2番目に、受益者が存しない信託。遺贈によって設定された目的信託であります。3番目が、法人が委託者となる信託のうち、次に掲げる要件に該当するもの。4点目が投資信託。投資信託は字のごとくでございます。5点目が、資産流動化の特定目的信託ということで、この要件の信託に該当するものにおいて、特にその内容の中で法人税を課される個人で、端的にどういう方が税がかかってくるかという内容で、町内に事業所を有するものという質問ではないかと思えます。その中で、法人税が課される個人というのはみなし法人という考えがあります。実例の方で説明させていただきます。

先ほどの説明の中の目的信託の事例で説明させていただきますと、遺言等による目的信託がその中の一例であります。例えば、自分の死後、自分の住居を自分が収集した絵画や骨とう品等の記念館として管理してほしいという話があったときに、使い道が指定された信託で受益者が存在しない信託ということになり、課税関係については、信託財産から生ずる利益に対して受託者が法人課税を受けることになってきます。これが25条第1項の法人信託の内容となっております。

2点目が上場株式の譲渡、第19条の3だったと思えます。上場株式等の軽減のその期限を1年延長するという改正になっております。現時点の本則は、所得税が15%、住民税が5%。先ほどの質問にありました軽減税率で、町民税が1.8、県民税が1.2になっております。最終期限は19年の12月31日の譲渡を20年の12月31日までに提出することになっております。

その中の件数等がわかればという御質問がございました。ちなみに、うちの税務課で調べましたところ、件数は、約でございますけど105件から110件程度が想定されます。金額については、これは事例が古いですけど、今のままで想像しますと510万ほど影響額が出てくると思われれます。

続いて、第10条の2第6項のバリアフリー改修と言っております。いろんな規定がございまして、すべての方がというわけではございません。バリアフリーの工事費の金額が30万以上と

なっておりますし、減額できるのは翌年度の1年間に限って100平米を3分の1に減額するものであり、先ほど質問の中の補助金に対する部分はどうかという質問でございました。これにつきましては、議案の最後につけてあります一部改正要旨の中にも記載させていただきました。補助金をもって充てる部分を除くということの表記にさせていただいております。ですから、補助金を除いた部分が30万以上のものに限定されております。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) まず上場株式の関係ですけれども、大口町で105件から110件程度だろうと、またその影響額は、資料は古いけれども510万円の影響額、要するに510万円程度の減税ということですね。だから、株式投資ができる人というのは、お金のない人はできないわけですので、本当に一部のそうした余裕のある方ですね、そうした方については減税がなされているということが今の質問でわかりました。今回は定率減税も住民税については廃止がされている中で、そうした株式譲渡等を行える方については引き続き減税はされると、こういう矛盾がさらに今の御答弁の中で広がっているなあということを感じます。その点については私の感想であります。

それから、もう一つバリアフリーの関係なんですけれども、福祉課長さんが答えていただいてもいいし、税務課長さんが答えていただいてもいいんですが、大口町の場合は介護保険でも補助制度はある、それから町独自の補助制度もあるということですので、一体幾ら以上の工事をやると固定資産が軽減になるのか、そういうシミュレーションみたいなものを出してもらわないと、これを多分住民の人にお知らせしてもわからんと思うんですよ、現実の話は。そういうシミュレーションを出していただいて、またこれから住宅改修をやられる方に十分なPR等、固定資産税もこういうふうで、1年間だけれども減額はできるよということを具体的にわかりやすく、この金額以上やりゃあこうなるんだよみたいなものを一度出していただかないと、これだけじゃ絶対にわからんと思うんですよ。ぜひその点についていかがでしょうか。どちらにお答えいただいてもいいです。

議長(宇野昌康君) 福祉課長。

福祉課長(村田貞俊君) 吉田正議員の御質問にお答えします。

シミュレーションにつきましては、私どもの方でということでは思っておりませんが、ただ今回のバリアフリーに係る改修部分において介護保険、そして町が行う住宅改修につきまして、まず今回一部改正で上がっておるバリアフリーというのは、大きく違う部分の一つございます。ある意味65歳以上の者を対象にしている、要は転ばぬ先のつえですか、そういった部分の方もこれについては対象者となっております。ところが、私ども町が行っております住宅

改修については、介護保険法に規定する部分と、町の単独施策においても要支援なり身体障害者手帳を持ってみえる方を対象という中で行っておりますので、私どもの方だけの判断でさせていただきますと、介護保険と町単独施策の補助を受けるとしますと、最高68万円の補助が受けられます。そうしますと、プラス30万円というとらえ方をとっていけば、約100万円という金額になってまいります。それを超える部分の方についてが対象になってくるのではないかと、ただし一般のバリアフリー、65歳以上の普通の方がそういった住宅改修をする場合は、福祉課としては30万円を超えた部分という解釈を現在とっております。以上です。

議長（宇野昌康君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 今回のバリアフリーの関係で、実は税務課の中でどんな方がどれぐらゐの影響が出ているかということで、7点、8点、該当するところを抽出して算出してみましたので、この場では1ヵ所だけを報告させていただきます。

仮のシミュレーションですけど、木造居宅で平成9年に建てられたもので170平米あったところだと、19年の課税額で11万3,000円で、減税額というのは3分の1ですので3万900円が減税となり、軽減後の税額が8万2,000円ほどとなるわけですけど、ほかの例を見ても、ケース・バイ・ケースで多い方も見えますし少ない方も見えますし、建築年数の経過によって変わっているところもございます。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田正君） これ非常に難しいんですよ、現実にはね。本当にそういうシミュレーションを出してもらえばいいんだけど、福祉課とかそういうところとの兼ね合いも出てくるもんですから一度よく整理していただいて、住民の皆さんにPRしていただけるようにしていただきたいなあと思うんですね。税務課だけの問題ではないもんですから、当然やられる方もその後何回も何回もというわけにはいかんわけですので、そこら辺のところでは間違いがないように対応をしていただきたいなあというふうに思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第44号の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、11時まで休憩いたします。

（午前10時45分）

---

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

---

議長（宇野昌康君） 議案第45号 大口市都市計画税条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第45号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第46号 大口市福祉手当支給条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第46号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第47号 平成19年度大口市一般会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 17ページの学校建設費についてお尋ねします。

平成20年4月開校に向け、新生大口市中学校建設に直接携わっておられる教育長、教育部長、学校教育課長など、学校教育課の皆さんには大変御苦労さまでございます。中学校建設については、予定どおり粛々と進めていただくことを希望するものであります。しかしながら、今まさに工事にかからなければならない第2期工事区域内に、いまだ3人の共有名義の民有地があり、その処理がされておられません。私は、その地権者の地元議員として交渉の一端を担わせていただきました。その過程で、私は先輩議員から関係資料の提供を受け、交渉に当たったところであります。その資料の中に、平成13年11月9日に受け付けた大口市長あてに提出された地権者からの寄附採納の申し出書類がありました。その後の事務処理を怠り、今日を迎えてしまったことがわかりました。当時、適正に処理されておれば、今回の補正の必要もなく、また地元が抱える学共の底地問題も解決していたものと思います。そのように考えるとき、行政の怠慢ははかり知れない重大な責任だと言わざるを得ません。どうしてこの処理が放置されたまま推移してしまったのか、当時の決裁者である町長、また当時担当部長であった副町長の説明をお願いするとともに、その責任をどのようにされるのか明らかにしていただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 丹羽勉議員さんからの御質問でございます。今、ちょっと手元に資料がないものですから、概略でお話を申し上げさせていただきます。

御承知のように、お話があります13年11月の寄附採納の関係の書類につきましては、郷浦幹線の工事を進捗させなくてはならないという経過の中で、井路敷の権利者が、今お話がありました3人の共有名義ということでございました。こういったものがございました中で、この方々から実際には寄附採納をしてもいいと、当時のお地元の議員さんを介してお話ができ、また調った中で進めてきた中で、実は今お話があった11月9日の寄附採納につきましては多分お二人の名前が記載がしてあって、あともう一人の方はそこには記載がしていないという形のものであったというふうに記憶をしております。これにつきましては、お地元の議員さんの方からお二人の了解はとれたと。ただもう一人につきましては、地区の施設の底地の関係があって、その関係についての解決ができない限りはできないよということもあって、今の寄附採納には署名がいただけなかったというお話でございました。またそういった中で、この寄附につきましては実は私が決裁者でございましたけれども、当時下水道課長がおりまして、そこが窓口として、このことについて9月以降にそのお地元の議員さんとお話をしながら進めてきておったという経過の中で、結果としては今言った地元にあります施設の底地についてきちんとしたお話ができない限り、寄附採納の書類については署名ができないということもあって、そこでとまってしまったと。ただしそれにつきましても、今お話を申し上げましたように、郷浦の排水路の工事についてはどうしても施工しなくてはならないということもございましたので、工事を優先する中では、まず工事承諾書をいただくと。事務が滞って工事ができないということはいけないということもありましたものですから、工事承諾書の方をまずいただこうということもございまして、お話をしていく中では、今後のいろいろな経過のこともございますので、お地元の今の3名の方、あるいはそれに関係する皆様方からは、今度郷浦の排水路の工事をするについては工事箇所をきちんと図面に明示し、その部分について工事承諾をするんだということで、少しそういった点では、今お話を申し上げましたお地元にあります施設の底地の関係がどうもきちんと整理ができないということもございまして、そういうことを書いて限定をされた形の中で実は郷浦幹線の工事についての承諾をいただく形になって、郷浦幹線の工事については着工することになったわけです。ただし、今お話を申し上げました施設があります底地については、もともと土地改良区、あるいはお地元での調整の中で当時の関係者の方々がお話をされて、また町としてはそこには介在することなく、お地元の責任でこれもおやりになるということで、また町の方が介在をしていないということもございましたものですから、当時の区長さん、あるいは土地改良区の役員さんからは、本人さんがお申し出になります施設の底地については、地元区の問題であるので、これは町に迷惑をかけないように責任を持って処理をし

ますという一筆が当時差し出されておりました、今お話がございました13年の11月にお二人の名前、あるいはそういった経過が書かれたことについて、逆にお地元の区長さん、あるいはお地元の当時の土地改良区の役員さんだと思いますけれども、代表者の方からそういう形で町の方には差し入れがされて、そういった経緯の中で郷浦幹線の排水路の工事が施工できたという経過がございます。ただその後につきましても、お地元の議員さんを介して、今お話がありましたもう一人の方の御理解が何とか受けられないかということでお話をさしあげておったんですが、当時入っておりました課長も何度も議員さんのところにお話を申し上げ、何とかそこらあたりについてお力添えをというお話もしておりましたけれども、いろんな形で本当に心血を注いで御努力をいただけたんでございますけれども、今お話しした当初の施設の底地の問題について一定の方向がなかなか出てこない、またお地元でもそれにつきましているんな御協議をされたんですけれども進展が見えないということもございまして、それ以上のところについては少し留保をするという形での経過があったというふうにお聞きをしております。今回また新しい丹羽議員さんにつきましては、その関係についてお力添えをいただいて、またこれについても御調整等をいただいておりますということも十分承知をしておりますけれども、これにつきましても当時のことも含めまして再度きちんとそういったことにつきまして確認をとりましたけれども、やはり根本となります地元で責任を持って解決をするという形で一筆町の方にもお出しをいただきました関係については、どうもなかなか進展ができないという経過がございまして、今お話をさせていただくような現状になっておるといふふうに理解しておりますので、この件につきましてはそんな形の中でお願いを申し上げたいということと、また今お話がありました問題の中学校のところにあります敷地につきましては、当時このお話については、実際には郷浦幹線の共有名義の土地の中にこの土地は入っておらなかったというのが実情でございまして、今お話を申し上げました施設のある底地と、今の敷地についても同時に処理ができないかということもございまして、今の郷浦幹線の工事をしていくための話し合いの中にそれも含まれて記載がされるようになったということと、また今記載されていますものにつきましても、一定のものが少しまだ見直しが必要な部分もあるということをお伺いしておりますので、そういう経過の中ではお骨折りをいただいておりますが大変恐縮ではございますけれども、当時としては郷浦の工事を最優先にしていくという形の中でのお地元での調整、またそれにまつわる関係で井路敷に共有名義がございましたものですから、その共有名義については逆に郷浦の幹線に関係するところ、あるいは今のそれと全く違うところ、あるいは今お話をした大屋敷の施設の底地に当たる部分にある共有のもの、それと今回のお話がありました中学校の水路敷になっておる部分の名義のものと、実際にはその四つあったわけですが、ただ今お話がありました最後の中学校の水路敷になっておった部分については、冒頭にお話を申し上げましたように、

郷浦のお話をしていく中では一切出てこなかったものですし、またそのことについてどういう経過で入ったかというのは、経過の中で十分私の方も確認ができなかったものですから、このことについていろいろと調査をさせていただいて、この経過についても所管の教育課の方には当時の事情、あるいは今の状況等をお話し申し上げて、滞った経過の内容と、それから今お話を申し上げました今回工事をやっていくものについてここにどういう形でこれが入っておるかということについて、お話も説明もさせていただいておりますので、その件につきましては、今回議案で上程をさせていただいております取り扱いの方法をお願いをするという形で、実際には地元の方、あるいは今の権利者の方々ともお話をさせていただいております。また法律相談におきましても、こういったことについては今の経過を踏まえて解決する方法で処理することが現行のとれる体制ではないかという御指導もあり、そういった形の中で町としては今回のこの補正予算で購入という形をお願いを申し上げたというふうな経過でございますので、当時としてはそんな経過があったということでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鎭君） 学校敷地内の買収予定地の中の共有名義の土地の件に対しましては、井路敷とは全く関係のないことで取りかかったわけでありまして、そのことと共有名義の方々が、先ほど来お話がありますように井路敷との関係、あるいは施設の底地との関係、こういう形で御異議があるようでありますけれども、このことについては今御理解を得ているところというふうに思っておりますので、先ほどる副町長の方から説明をいただきましたように、井路敷の問題、あるいは学校敷地内の共有名義の土地については分離をして今私どもは考えています。以上であります。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 今、副町長が、2名の方から寄附採納の申し出がある書類は1名が載っていないということでございましたが、その2名の方の寄附採納の書類は、13年の8月に確認書という形で出ておると思います。1ヵ月おくれで9月にもう一名の方も同種の内容のものを提出されております。なぜかその2件とも、その年の13年の11月になって町の担当の方では受け付けをしておられる。こういう事務処理に2ヵ月ないし3ヵ月処理がおくれているというふうなことは、やはり行政の瑕疵と言わざるを得ないと思います。これらにつきましては、これからは大屋敷区としては町の御指導も仰がなければなりませんし、また協力もしていただかなければならないと思っておりますが、副町長が先ほどおっしゃったように、町には迷惑をかけた、区で、地元の問題だからというような、私にとっては極めて冷たい御回答をいただいた

わけですが、町の方としては、学校ができてしまえばこれで多分解決済みと、土地の問題は水路敷と井路敷ということで別問題だというようなことでしたが、大屋敷区としては、このときの寄附採納が適切に行われておれば、その地権者らはすべて権利を放棄しますと、あと寄附をいたしますということで、その当時は学共の底地もその中に入っておったわけです。しかしながら今申し上げましたように、寄附採納の書類の事務処理がちょっと滞っておったんではないかなというふうに思うわけであります。今まで地権者が町と区の両方にかかわっておったということで、大屋敷区民も気持ちのよりどころがあったわけですけど、この学校の敷地の問題が買収で解決してしまいますと、大屋敷区には残念ながらこの学共の底地という問題が残ってしまいまして、大屋敷区だけで解決する能力、財政的な問題等もありまして極めて困難であります。学校の建設予定地が用悪水路敷ということで、井路敷とは別問題だということのようではございますが、大屋敷区にとってこの問題は切実な問題でございます。町としては大屋敷区を見捨てずに、この13年のときの事務処理が今日の問題を引き起こしておるというようにお考えをいただき、今後の大屋敷区に対する御協力をお願いして私の質問を終わらせていただきます。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 冷たいようでありますけれども、はっきりしておかなきゃいかんことがあると思うんですね。学共の底地の問題と井路敷の問題は兼ね合わせて議論がされてきたと思っています。井路敷の着工につきまして問題がありましたのは、山王田の土地があったわけがあります。その山王田の土地が学校のグラウンドの中央にあったと、それでなかなか買収ができない状況にあった。解決ができない状況にあった。地主さんの方からは、これを現金化したいという申し出があったわけでありまして、なかなかできない。それは税金の問題であったわけでありまして。山王田の土地はグラウンド用地に入っておったものですから、グラウンド用地を町が買うとしたらグラウンド用地で買うことはできないんで、これはということで調べたわけでありまして、そもそもはもっと南の方に換地をすべきものであったと。だからこれを道路に近い南のところへ換地をすることによって公共で買収をすることができる、こういう形に結論づけまして、実は換地をした場所を間違ったということで税務署の方で御理解をいただいて、錯誤の手续をして南へ換地をし直して、そして町がこれを購入したと。これは道路用地で買ったわけでありまして、目的が違うんですから、公用地で買って減免がきいたわけでありまして、それでお金のお渡しがスムーズにできたと。そのことによって、逆に言うと郷浦幹線の底地と学共の建っておるところの問題はこれで一挙に解決していくと、分配に関しては地域で考えてくださいという形で、私どもは3人の方々の名義になっておったから、3人の方々の御名義どおり代金を払ったと。地域でもってそれから以降のことは解決していく

ということで一筆をいただいたわけであります。何も底地を解決するためにもらったわけじゃなくて、全体の問題を解決するという段階がそのときにあって、そういう一筆を入れられたと。今回の学校用地の問題に関しましては、郷浦幹線の問題とは関係なく、学校が買おうとした用地の中に同じ共有名義の土地がたまたまあったということで、郷浦の経緯を見て寄附採納がお願いできないかということ当初やったわけでありますけれども、この土地は郷浦幹線に付随した土地にはなっていないくて、全然別個の土地でありましたので、このことに対しては寄附採納ということ主張するよりも、今の名義人の方々に売買という手法で所有権移転をするのがふさわしいであろうと判断をして今回のことに至ったわけであります。ですから、郷浦幹線の底地の問題と今回買収しようとする土地の問題、あるいは学共の底地の問題とは少し問題が違うのではないかとこのように考えています。これは御理解をいただいて、今度地区がお抱えになっている問題については、やはり地域の問題ですので、公がどうかかわり合っていくか、これは土地改良に起因するような問題でありますので、なかなかそれに参加をしていくことは難しいだろうと考えています。冷たいようではありますけれども、地域内できちっとした議論をしていただく必要があるんじゃないかと思っておりますので御理解をいただきたい、このように思います。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 以前に西武の土地やグラウンド用地等についていろいろ解決しなきゃいかんということで、平成13年ごろいろいろと論議をしたことも覚えているわけでありますけれども、今回の用地につきましては、3人の名義人のうち1人は御寄附をいただく、これは以前の経過があったからという御説明が今までもあったわけですがけれども、2人の方については、法律相談をしたら弁護士さんのアドバイスさんもあって買収を余儀なくされておりますということで、説明に整合性がないですね。だから、3人の方が平成13年の8月と9月に寄附の確約書を提出したということの中に、この学校敷地内の用地についても該当するという認識が地主の1人にはあったから寄附をしたわけでしょう。しかし、2人の方についてはそういう確約をしたけれども、今まで放置がされていたということの中で、法律的に町の方に瑕疵があると、約束不履行だというような経過の中で、これは買収を余儀なくされているというふうに私は理解をしているんですが、違うんでしょうか。

議長（宇野昌康君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 少し補足で説明をさせていただきますけれども、13年のときに、今町長がお話を申しあげました山王田の土地の取り扱いの関係ですが、これについては実はもとも

とは土地改良の区域外でグラウンドの中にそういう共有名義の土地があったという土地なものですから、当時場所をどこにという形のものについては、土地改良の区域外でもありますから、一般の通常の中での土地なもので、その処理について町としては、それも真ん中あたりにあったものを一番北側に換地をしてしまった。それから考えますと通常の土地ですので、それについての解決は、売買で処理をする方法が一番今の最善の方法だということですので、その方法について当時としてはいろいろとお話し合いがありしましたけれども、一番北側ですと、御承知のようにのりがあるだけでして、あとは水路があるだけですから、町としてこれを公共用地にするための理由もないわけですね。当時としては、この議会の方にも御相談を申し上げて、それを南側に、例えば道路の用地というような形で将来的に購入が可能な形で筆を持っていくことはどうかという御相談も申し上げたようですけれども、当時としては一番北側にしておくのがいいんじゃないかというお話が結論的になったということでしたけれども、当時今のお話を申し上げるときには、それではこの土地を購入するについて、一般的に公共用地を買いますときには収用特例と申しますか、課税がされないというような形の取り扱いをしていくわけですけれども、それが北側のところではそういった形のものについては見出せないということもございまして、先ほど町長からお話を申し上げましたように、それについては私どもの方としては錯誤という形の中で町としては南側に筆を設定して、それをなおかつ道路用地という形の中で、もちろん今は現況道路になっておりますけれども、その道路として購入することについてどうかということで税務署の方にも御相談を申し上げたところ、それについてはそういう形の中で、町がおやりになることについて税務署としてはそれでお認めしましょうということで、実はそれはなったということです。今、お話があります中学校の水路敷、今回たまたまそれが今の建設現場のところに当たるわけですけれども、これについては、実は竹田の土地改良区の中に入っておる工区内の土地に当たるわけです。これについては、当時そこに水路が実際にはあって、その水路に今の共有の名義でその後の権利がついておるということです。またなおかつ、当然竹田の工区内には郷浦幹線に係る名義のものもあつたんですが、それが実際には今現行工事をやっております郷浦幹線の下にそういった換地についてはまとめてあると。また、大屋敷工区についても一定の水路敷のものについては、今言われる郷浦幹線の底地に換地がしてあるということがございました。また今お話があります大屋敷の地区の施設の底地については、それは一定の何らかの事情があって、当時、区と工区の方でお話し合いをされて、共有名義の土地も一定の方法でそこへ換地をしてみえるんですけれども、これは地区の事情、あるいは土地改良区の事情でそこへ換地をされたということもございますので、先ほどから町長が申し上げておるように、これについて町が介在するのはなかなか難しいというのはそこがりますよということなんですけれども、ただ郷浦については御承知のように水路が狭いもんですか

ら、絶えず洪水の危険があるということもございまして、何十年来、そこについての工事を何とか施工したいということもありましてお話をしておったんですが、関連するいろんな問題があるもんですから、なかなかお話が前へ進まないという形の中で、たまたまお話し申し上げました土地改良区の地区外の山王田にあるグラウンドの土地が一つのきっかけになって町としては地区にもお話をし、あるいは関係者にもお話をする中で、当時の議員さんでございました、この4月で勇退されましたけれども、その方が非常にお骨折りをいただいて、いろんな形でのお話をする中で、何とか郷浦の工事も手がけていく方向でできないだろうかということでもございましたので、そういうきっかけとしてそういうお話をしていく中で順次進めていったということでもございまして、先ほどから申し上げておるように、この中学校の今回のもとになっておる水路敷については、たまたまその中の経過の中での一覧にはありますけれども、全く関係ない土地もそこにも入っております、どうも一覧表自体がなかなかそういった点では整合性がないもんですから大変恐縮でございますけれども、そういう形の中では先ほど町長が申し上げましたように、郷浦とは全くもって違う形のものだという取り扱いで、もちろんお地元の方にもお話をしながら、今、丹羽議員さんにもお骨折りをいただいてやっておるという経過でございますので、郷浦の工事をしていくためにどうするかという形の中で、いろんなまつわるものを解決する形の中で、今の郷浦については工事承諾をもらってすることにした、あるいは山王田については町が公共用地として買い上げる形の中で売買のお金をお支払いする、あるいは大屋敷の施設があります底地については、地区が当時の換地の中で、後々に施設の処理のこともあったんでしょうけれども、そこへ何らかの事情があって地区でお話を合意されて換地がされておる。ですから、この問題については地区で処理をしますという、三つそういうやり方をした中で処理をしたということです。先ほどから何度も申し上げておるのは、今回の工事のある中学校の水路敷については、もともと現況の水路敷があったという経過の中で水路敷の底地として名義がつけてありましたし、なおかつそれについては、もともとその近くにあった水路敷の共有名義のものがそこに換地がされておると。ただし、これについては今お話ししたように、関連しますけれども、そういう共有名義の土地であったということの中での一つの処理の仕方だということでもございますので、田中議員さんから今御質問があったように、なかなか整合性がとれないというふうに言われますけれども、そうでなくて、その当時きちとお話しした中で郷浦幹線の底地、あるいは山王田の土地については土地改良の地区外の土地、それから大屋敷の施設の底地については、もともと土地改良の換地として換地をされた土地ということで3種類あるということだと思っております、そういう形の処理の仕方をしたということで、整合性はあるけれども、事情によってそういうふうな取り扱いがされておったということでもございますので、御理解がいただきたいと思っております。

( 挙手する者あり )

議長 ( 宇野昌康君 ) 田中一成君。

2 番 ( 田中一成君 ) 当時かかわったはずの私でもさっぱりわけがわからん話ですけど、これは大変重要な問題だと思うんです。1 人の方は御寄附をいただいたけれども、2 人の方は法的に見て町の方が買収するのが妥当だと。私の言う不整合というのはこのことを言っているんです。なぜこんなことになるのか。今、お話を聞いておりますと、時期は違っているけれども、2 名の方と1 名の方、合わせて3 名の方はそういう共有名義のものについては寄附採納しますという確約書が町に提出されているにもかかわらず、その処理が迅速にやられなくて今日まで未処理に終わってきたと。そのことが原因で2 名の方の買収を町がするのが妥当だという法的判断が下ったというふうにはしか私理解ができないんですが、これは重要な問題ですので、その当時の経緯と、3 種類とか4 種類とか土地の扱いがあるそうですけれども、その経緯を図面や確約書やそういうものを全部明示して、担当の委員会なりにきちんと御説明をいただかないとこれは理解ができませんので、その上でまた議論を進めたいというふうに思いますので、わかる資料を全部お出しになっていただいて改めて説明をしていただきたいと思います。議長の取り計らいをよろしくお願いします。

議長 ( 宇野昌康君 ) よろしいですか。そのようにやっていただきます。

他にありませんか。

( 挙手する者あり )

議長 ( 宇野昌康君 ) 吉田正君。

1 番 ( 吉田 正君 ) 私はその問題から外れまして、まず1 点目ですけれども、9 ページのところの職員互助会の助成金の問題ですけれども、新聞紙上等々であちこちの職員互助会の問題が昨年問題になりましたけれども、ここで問題になったのはやみ給与的なものが行われてきたということが非常に大きな問題になったというふうに私は思っております。今回、職員互助会の助成金を全額減額する理由ですけれども、そうしたやみ給与的なものが職員互助会の中にあるからこうしたものについては、もうこれからはやめるんだと、そういう理解でいいんですか。もしそういうやみ給与的なものが別になれば、私は必要なものは必要なものとして助成をしていけばいいのではないかなあというふうに思うんですが、内容はどのような内容になっているのでしょうか。

それからもう一つは、15 ページから17 ページにかけて、小・中学校についての新規事業が出てきております。一々全部聞けばいいのかもわからんのですけれども、特に中学校のところですけれども、あいち・出会いと体験の道場推進事業というのがありますけれども、これはどういう事業なんだろうかな。中学を卒業して就職を目指していくような子を対象にして何かや

られるのか、どういう事業なのかちょっとよく私もわかりませんので、これについてお教えいただけますでしょうか。

それから、あと小学校の方も聞いておきましょうか。豊かな体験活動推進事業というのが南小学校の方でやられるそうですけれども、これも一体どういう体験を子供たちにさせていくのか、この2点お尋ねをしておきます。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 議案第47号、一般会計の補正予算の8ページ、9ページの互助会について御質問をいただきました。

今回、吉田議員が御質問のとおり、全額の減額ということで御提案を申し上げております。その内容についてであります。新聞紙上で見ると、本当にすごいことが各地で行われておることですけれども、大口町にありましてはそういうことではありません。ただ、4月の給料額の8%という補助を従来ずっともらっておりまして、これが2年前に4%、半分の率に落としたという経過がございます。2年前につきましては、リフレッシュの助成金ということでやっておりましたのを廃止しました。これは退職手当の上乗せじゃないかというふうに各地でも新聞に載った案件であります。これについても内容等を精査して、退職金の上乗せではないということと言い切れるようなことで改正をしてやったんですけれども、見方によってはどこまで行ってもプラスだというふうに見えないことはないということもありません。ですので、2年前にそれこそ互助会始まって以来、皆さんにアンケートまでして廃止にしたという経過もあります。同じく16年の9月には監査委員から御指摘もいただいております。それは何かといいますと、当然事業主である大口町と個人の負担金で共済組合が賄われておるんですけれども、共済組合にあるものにさらにプラスをして互助会の方で支払われておるといものが中にはあります。これも言い方によっては、町の方にもらう4%の補助以外の掛金で運用しておるんだと、当然予算書もそのようにつくってあります。ただし、一般の住民に説明をした場合、予算書と同じように予算の充当、特財の充当、当然補助金ですので特財ですので、その充当についてはそういうところ以外のところに充当がしてあるんですけれども、全体から見たら町からの補助金で運営しておるんだらうという見方もあるのかなということもありますので、今回も互助会に諮りまして、現行4%のものを、当初予算では4%ということで議決もいただいておりますけれども、あえて大口町の互助会としてはゼロにどうでしょうということで皆さんの議決をいただいて、今回ゼロ%ということで互助会の方で決定した上で御提案を申し上げておるのが内容であります。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 15ページの豊かな体験活動推進事業について御質問をいただき

ました。

この事業につきましては地域間交流ということで、現在南小学校が名古屋の白鳥小学校と交流をしております。この事業に対しまして県の指定を受けまして2年間実施をしていくというものでございます。内容といたしましては、社会奉仕にかかわる体験活動、それから自然にかかわる体験活動、職業・就労にかかわる体験活動等を予定いたしております。ねらいといたしましては、これまで続けてきております年1回の姉妹交流、交歓会での交流、それぞれの地域まで交流の範囲を広げていくというものでございます。それから学習を進めていく中で、白鳥小の児童を初めとして熱田区の人や大口町の人々とのかかわり合いを大切にするといったねらいがございます。

それから17ページでございますが、あいち・出会いと体験の道場推進事業ということですが、こちらにつきましては、既に中学校の方で2年生になりますが体験活動をしております。これは事前学習といたしまして職場体験、働く人の話を聞く、こういったねらいを持って既に町単独で行っているものであります。今回県の方から委嘱を受けまして大口中学校、それから北部中学校合同で実施をしていくものであります。それで、今回につきましては大中・北中合同で夏休みに予定をいたしております。期間といたしましては、8月21日から24日の4日間のうち3日間を町内の各企業等で職場体験をして、将来の自分の道を探るという体験をしていただくというものでございます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 今、職場体験という話が出ましたけれども、その中で私聞きたいのは、17ページの中に進路適性検査委託料というのが入っておりますけれども、今の職場体験をやられる、そういう仕事が適性であるのかどうなのかということまで、この中で判定をしてしまうんですか。私、ちょっとそこがよく理解できないんですけれども、こういった形で進路の適性検査をやられるのかよくわからんですけれども、子供というのはそのときだけの状況を見て判断することというのはなかなか難しいですよ、現実の話。私も今小学生の子供が2人いますけれども、毎日毎日本当にころころころころとよう変わっていくなあというふうに思っておるわけですが、この進路適性検査なるものというのは一体どういう検査なんですか。

議長(宇野昌康君) 学校教育主幹。

学校教育課主幹兼派遣指導主事(田中将弘君) ただいま進路適性検査の御質問がございましたけれども、あまり将来を決めるような非常に細かい内容のものではございません。要するに性格だとか、それから行動様式が自分はどうだろうかとか、そういうようなことがわかる程度のものでございまして、当然今後校種が、例えば高等学校、大学とか進む子もきつというと思

いますけれども、その時点の中ではもっともっと詳しいものが出てくると思いますけれども、中学生に合ったようなもので、今の段階で自分がどんなものに合っているだろうかという程度のものでございます。それと、この後8月に行います職場体験の職種とは一切関係はございませんし、いろんなことを経験、体験する中で、自分がどんな道に進んだらいいかということを考えていく判断材料の一つというふうに考えていただければ結構かと思えます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 結構中学生の子供たちの話を聞くと、この適性検査の内容について話題になるんですね。毎年毎年、お互いに。ですから、結構これは影響があるなあというのをちょっと感じるんですね、そういう点では。それも適性に合っている合っていない関係なく、自分の好きな職場体験を当然していければ、私はそれにこしたことはないと思うんですけども、しかしこうしたものに縛られるようなことがあってはならないというふうに思いますので、ぜひそうしたことも十分に勘案していただいて、結構話題になるんですよ、お互いに見せ合いっこしたりとか、お互いに自分はこうだああだというような話もそうした中で出てくるんですね。私もそういう話を伺ったことがあるんですけども、ですからそういうことは本当により一層注意していただいて、子供というのはどういうふうに伸びるのかというのはわかりませんので、大人が予測できることではないですし、こうしたものの検査結果に縛られずに自由に進めていただきたいなあというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長(宇野昌康君) 他にありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 一つだけ委員会の審査のときにも大事な論点になるかなあというふうに思いますのでお尋ねをしておきますが、小・中学校の校長先生の、失礼な話かもわかりませんが給与というのは今どのくらいですか。

議長(宇野昌康君) 学校教育課長。

学校教育課長(江口利光君) 校長先生の給料の関係で御質問をいただきましたが、手元に資料がございませんので、確認をいたしまして後日報告をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

議長(宇野昌康君) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 他にありませんか。

(発言する者なし)

議長（宇野昌康君） これをもって議案第47号の質疑を終了いたします。

ここで皆様にお諮りをいたします。あと15分ございますが、3議案、終わりかねるかわかりませんが、最後までよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） ありがとうございます。

それでは、引き続き質疑をさせていただきます。

それでは、議案第48号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第48号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第49号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第49号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第50号 平成19年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第50号の質疑を終了いたします。

---

#### 議案の委員会付託

議長（宇野昌康君） 日程第2、議案の委員会付託に入ります。

ただいま議題となっております議案第40号から議案第50号までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号から議案第50号までについて

は、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 散会の宣告

議長（宇野昌康君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす以降は常任委員会開催のため休会とし、6月14日木曜日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。ありがとうございました。

（午前11時45分）